

後援名義使用取扱要領

志和堀小学校区住民自治協議会

(目的)

第1条 この要綱は、志和堀小学校区住民自治協議会(以下、「志和堀自治協」という。)が、志和堀自治協以外のものを行う志和堀自治協の施策推進に資する事業について、後援の名義使用を承認する場合の基準、手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における後援とは、志和堀自治協事業の趣旨、目的に賛同し、事業の指導及び助言ができるものとする。

(後援の名義)

第3条 後援について使用を承認する名義は、「志和堀小学校区住民自治協議会」とする。

(後援の承認基準)

第4条 会長は、事業の主催者から後援の申請があったときは、次に掲げる基準により審査のうえ、これを承認するものとする。

(1) 主催者の基準

ア 事務所を東広島市内に置く団体等で、その組織及び運営方針が明確であり事業遂行上能力が十分と判断されること。ただし団体等の所在地については公益性の高い事業であると認められる場合は、この限りでない。

イ 特定の宗教や政党に関係のない団体であること。

ウ 暴力団又は暴力団員と関係のない団体であり、かつ、団体等の構成員に暴力団員が含まれないこと。

(2) 事業内容の基準

ア 志和堀自治協の施策推進に資するものであり、公益性の高いものであること。

イ 事業の規模が広範囲に渡るものであり、広く市民を参加対象とすること

ウ 事業の開催地は原則として東広島市志和町内であること。

2 前項の規定にかかわらず、事業内容が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、後援を承認しないものとする。

(1) 政治目的又は宗教目的と認められるもの。

(2) 営利目的と認められるもの。

(3) 特定の者に利益を供し、又は不利益を与える恐れのあるもの。

(4) 公序良俗に反し、又はその恐れのあるもの。

(5) その他後援の名義使用を承認することが不相当と認められるもの。

(承認の申請)

第5条 志和堀自治協の後援を受けようとするものは、事業開催日の30日前までに、後援名義使用申請書(別記様式1号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、東広島市等の後援名義使用承認を受けている場合は、その承認通知書の写しを添えることにより添付書類を省略できる。

(1) 事業の収支計画書等、営利を目的としていない事業が証明できる書類(入場料、参加料、協賛金等を徴収する場合は、その収入等が事業の財源に充てられること等を明らかにすること。)

(2) 団体規約、会則、その他これに類するもの又は団体等の活動実績を記載した書類

(3) 役員その他事業関係者の氏名及び役職等を明らかにする書類

(4) 実施要領、パンフレット等の目的及び計画内容が確認できる書類

(後援の承認書類の交付)

第6条 志和堀自治協は、前条に規定する申請を受理したときは、速やかに承認するか否かを、後援名義使用承認(不承認)通知書(別記様式2号)により文書で通知する。

(承認の条件)

第7条 承認に際しては、次に掲げる条件を付する者とする。

(1) 申請時の事業計画に変更があった場合は、変更事項及び変更理由を記載した変更申請書を提出すること。

(2) 事故防止、災害防止及び公衆衛生について、適切な措置を講ずるとともに、事故等が発生した場合は、速やかに会長に報告すること。

(事業の実績報告)

第8条 後援名義の使用の承認を受けた団体等は、事業完了後30日以内に、その結果につき、後援名義使用実績報告書(別記様式3号)及びつぎに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 事業の収支報告書等、営利を目的としていない事業であったことが証明できる書類(入場料、参加料、協賛金等を徴収した場合は、その収入が事業の財源に充てられたこと等を明らかにすること)

(2) パンフレット、チラシ等後援名義使用が確認できる成果物。

(3) 記録写真等

(後援の取り消し等)

第9条 後援の承認を受けた団体が、次のいずれかに該当するときは、後援を取り消すものとする。

(1) 申請書等の内容に虚偽の事項があった時。

(2) 第4条第1項の規定に違反することが判明したとき。

(3) 第4条第2項に該当することが判明したとき。

(4) その他志和堀自治協が後援をすることが適当でないとき。

2 後援の取り消しにより主催者に損害が生じた場合であっても、志和堀自治協において賠償の責任を負わない。

3 事業実施後に第1項の規定に該当したことが認められた場合及び前条の規定にある実績報告書の提出が無い場合は、その後当該団体等に対する後援は行わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、後援の名義使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 平成29年9月26日役員会で承認

2 この要綱は、平成29年7月1日に遡って施行する。

志和堀小学校区住民自治協議会後援名義使用申請書

平成 年 月 日

志和堀小学校区住民自治協議会長 様

【申請者】

住 所 〒

団体所在地

申請団体名..... 印

代表者氏名.....

次の事業について、後援名義の使用について承認を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

なお、申請に当たり、主催者及び事業内容は、後援取扱要綱第4条第1項に該当し、かつ、同条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、申請が承諾された場合は、遵守事項を守ることを誓約し、この誓約に違反したと判断される場合には、後援名義使用等の取消し措置を受けても異存はありません。

事業名(行事名)		
開催日時		平成 年 月 日 : ~ : から 平成 年 月 日 : ~ : まで(日間)
開催場所	施設名	
	所在地	
主催・共催団体名		
他の後援予定団体		
事業目的		
事業概要		
対象(予定人数)		
入場料		◇無料 ◇有料()
前回後援の有無		◇有(平成 年 月 日) □無
問合せ先	担当者氏名	
	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	

【添付書類】

- ◇(1)収支計画書
- ◇(2)団体規約
- ◇(3)役員名簿
- ◇(4)実施要領
- ◇(5)返信用封筒

志和堀小学校区住民自治協議会後援名義使用承認(不承認)通知書

平成 年 月 日

..... 様

志和堀小学校区住民自治協議会長

平成 年 月 日付で申請のありましたこのことについては、次のとおりです。

事業名	
事業概要等	申請書に記載のとおり
決定区分	◇ 承認する ◇ 承認しない
承認しない理由	◇ 後援取扱要綱第4条第1項第()号()に該当しないため ◇ 後援取扱要綱第4条第2項第()号に該当するため
承認の条件	1 後援名義は「志和堀小学校区住民自治協議会」を使用すること 2 申請時の事業計画に変更があった場合は、変更事項及び変更理由を記載した変更申請書を提出すること 3 事故防止、災害防止、公衆衛生について、適切な措置を講じるとともに、事故等が発生した場合は、速やかに市長に報告すること 4 事業経費の財政的な支援を行わないこと
実績報告	事業完了後30日以内に、実績報告書(様式第3号)及び関係書類を提出してください。
後援の取消等	1 後援の承認を受けた団体等が、次のいずれかに該当するときは、承認を取り消すものとします。 (1) 申請書等の内容に虚偽の事項があったとき (2) 後援取扱要綱第4条第1項の規定に該当しないことが判明したとき (3) 後援取扱要綱第4条第2項の規定に該当することが判明したとき (4) 実績報告書の提出がないとき (5) その他、後援を承認することが適当でないと認められるとき 2 後援の取消しにより主催者に損害が生じた場合であっても、賠償等の責任を負いません。

志和堀小学校区住民自治協議会後援名義使用実績報告書

平成 年 月 日

志和堀小学校区住民自治協議会長 様

【申請者】

住 所 〒

団体所在地

申請団体名..... 印

代表者氏名.....

平成 年 月 日付で後援名義使用の承認を受けたこのことについて、次のとおり事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

事業名(行事名)		
開催日時		平成 年 月 日 : ~ : から 平成 年 月 日 : ~ : まで(日間)
開催場所	施設名	
	所在地	
主催・共催団体名		
他の後援予定団体		
実施内容		
参加人数		
入場料		◇無料 ◇有料()
問合せ先	担当者氏名	
	電話番号	(平日の日中に連絡が取れるもの)
	F A X	
	メールアドレス	

【添付書類】 ◇(1)収支報告書 ◇(2)後援名義使用が確認できる成果物 ◇(3)記録写真等